

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

告示

秋田県民の消費生活の安定及び向上に関する条例による不当な取引方法の指定 (一九三・県民文化政策課).....	1
保安林の指定(一九四・森林整備課).....	3
入会林野整備計画の認可(一九五・仙北地域振興局農林部).....	4
大規模小売店舗の名称、設置者等の変更に関する届出(一九六・商工業振興課).....	4
大規模小売店舗の変更に関し述べた意見(一九七、一九八・商工業振興課).....	4
道路区域の変更及び供用開始(一九九・道路環境課).....	5
道路区域の変更(二〇〇・道路環境課).....	5
開発行為に関する工事の完了(二〇一・雄勝地域振興局建設部).....	6
都市計画事業の事業計画の変更の認可(二〇二・仙北地域振興局建設部).....	6
建築基準法による道路位置の指定(二〇三・北秋田地域振興局建設部).....	6
公告	
県営土地改良事業の換地処分(北秋田地域振興局農林部).....	7
県営土地改良事業の換地処分(仙北平野農村整備事務所).....	7
貸金業務取扱主任者の実施に関する事務の委任(産業経済政策課).....	7
特定調達契約に係る落札者の決定(管財課).....	7
選挙管理委員会告示	
選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(二五).....	8
各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(二六).....	8
公職選挙法執行規程の一部を改正する規程(二七).....	9
政治団体の設立の届出(二八).....	9
政治団体の届出事項に異動があった旨の届出(二九).....	10

政治団体の解散の届出(三〇).....	14
政治団体の収支に関する報告書(三一).....	14
公職の候補者の資金管理団体の届出(三二).....	15
公職の候補者の資金管理団体の異動の届出(三三).....	16

告示

秋田県告示第九十三号

秋田県民の消費生活の安定及び向上に関する条例(昭和五十一年秋田県条例第四号)第十五条の二第一項の規定により、次の取引方法を不当な取引方法として指定し、平成十六年四月一日から施行する。

秋田県民の消費生活の安定及び向上に関する条例による不当な取引方法の指定(平成二年秋田県告示第二百四十九号)は、平成十六年三月三十一日限り廃止する。

1 次に掲げる方法を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

一 商品を販売し、若しくは役務を有償で提供すること以外のこと(以下「商品」)を販売し、若しくは役務を有償で提供すること以外のこと(以下「商品」)が主要な目的であるかのように告げて消費者に接近し、又はそのような広告宣伝により消費者を誘引すること。

二 商品又は役務の質、用途、取引条件、取引の仕組みその他の取引に関する重要な情報を消費者に告げないこと。

三 事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地を消費者に明らかにせず、又は偽ること。

四 契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべき事項について消費者に事実と異なることを告げ、若しくは消費者を誤信させるような情報を提供し、又は将来における変動が不確実な事項について消費者に断定的判断を提供すること。

五 商品又は役務の質、用途又は取引条件が実際のものより著しく優良であり、又は有利であると消費者を誤信させるような言動等を用いること。

六 商品又は役務の利用、設置等が法令等により義務付けられていると消費者を誤信させるような言動等を用いること。

七 自ら官公署、公共的団体、著名な法人等(以下「官公署等」という。)(の職員であると消費者を誤信させ、又は官公署等の許可、認可、後援等を得ていると消費者を誤信させるような言動等を用いること。

八 消費者を電話等により営業所その他の場所に誘引して、執ように説得し、又は

威圧的な言動等を用いること。

九 路上その他の場所において消費者を呼び止め、その場所で、又は営業所その他の場所に誘引して、執ように説得し、又は威圧的な言動等を用いること。

十 消費者の不幸を予言すること、消費者の健康又は老後の不安その他の生活上の不安を殊更にあおること等により消費者を心理的に不安な状態に陥れること。

十一 長時間にわたり、又は反復して、早期若しくは深夜に電話をかけ、又は訪問すること。

十二 消費者がその住居又はその業務を行っている場所から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、それらの場所から退去しないこと。

十三 消費者が契約の締結を勧誘されている場所から退去する旨の意思を示したにもかかわらず、その場所から退去させないこと。

十四 未成年者、高齢者その他の者の取引に関する知識、経験又は判断力不足に乗じてすること。

十五 他の商品又は役務を意図的に無償又は著しい廉価で提供すること等により消費者が契約を締結するか否かについて適切に判断することができない状態に陥れること。

十六 検査その他の役務を無償又は著しい廉価で提供すること等により生ずる消費者の心理的な負担を利用すること。

十七 商品の代金又は役務の対価に関して、消費者が金融機関等からの借入れその他の信用の供与を受けることを執ように勧めること。

十八 年齢、職業、収入等の契約を締結する上で重要な事項を消費者が偽ることを唆すること。

十九 商品又は役務の提供に関する電気通信回線を利用した広告宣伝の提供を受けることを消費者が希望しない旨の意思を示したにもかかわらず、又は消費者にその意思を示す機会を与えないこと、一方的に広告宣伝を反復して送信すること。

二十 前各号に掲げるもののほか、契約の勧誘に際し不当な方法を用いること。

二十一 他の事業者が前各号又は2の各号に掲げる不当な取引行為を行っていることを知り、又は知り得る状況にありながら、当該商品の代金又は当該役務の対価の全部又は一部に相当する金額の貸付けその他の信用の供与をすること。

2 次に掲げる内容を締結させる行為

一 消費者に過大な量の商品を購入させ、若しくは過大な量の役務の提供を受けさせ、又は不当に長期にわたり継続して商品を購入させ、若しくは役務の提供を受けさせること。

二 消費者が商品を購入し、又は役務の提供を受けるため金融機関等から受ける借入れその他の信用の供与がその者の返済能力を超えることが明白であるにもかかわらず、

ならず、そのような信用を供与し、又はそのような信用の供与を伴わせること。

三 消費者に名義の貸与を求め、これを使用して、その意に反する責務を負担させること。

四 消費者が購入することとした商品又は提供を受けることとした役務と異なるものを記載すること。

五 消費者の契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消し又は契約の無効の主張をすることができる権利を不当に制限すること。

六 契約に係る損害賠償額の予定又は違約金の定めにおいて、消費者に不当に高額又は高率な負担を求めること。

七 事業者の責務不履行若しくは責務の履行に際して行った不当行為若しくは契約の目的物の瑕疵かしによる損害賠償責任の全部若しくは一部を不当に免除し、又は契約の目的物の瑕疵かしを事業者が修補する責任を一方的に免除させること。

八 当該契約の訴訟について、消費者に不当に不利な管轄裁判所を定めること。

九 前各号に掲げるもののほか、取引における信義誠実の原則に反して消費者に不当な不利益を与えること。

3 次に掲げる不当な手段を用いて契約（契約の成立又はその内容について当事者間に争いがあるものを含む。）に基づく債務の履行を求め、若しくは当該債務の履行をさせ、又は契約に基づく債務の履行を不当に拒否し、若しくは遅延させる行為

一 消費者（その保証人を含む。次号及び第三号において同じ。）に対し、正当な理由がないにもかかわらず、消費者の債務の履行に関する情報を信用情報を取り扱う機関若しくは消費者の関係人に通知する旨又は当該情報をインターネット等により一般に流布する旨を伝えることにより、消費者を威迫し、又は困惑させること。

二 契約の成立又はその内容について消費者が争っているにもかかわらず、契約の成立又はその内容を一方的に主張すること。

三 消費者を欺き、威迫し、又は困惑させて、預金の払戻し、生命保険契約の解約、借入れ等をさせることにより金銭を調達させること。

四 消費者が他の事業者から商品を購入し、又は役務の提供を受けることを条件として当該商品の代金又は当該役務の対価の全部又は一部に相当する金額の貸付けその他の信用の供与をする契約を締結した場合において、消費者が正当な根拠に基づき当該他の事業者に対して生じている事由をもって当該契約に係る支払を拒否しているにもかかわらず応じないこと。

五 消費者の関係人に対し、正当な理由がないにもかかわらず、電話をかけ、訪問等をし、当該消費者の債務の履行について執ように協力を求め、又は協力をさせる

- こと。
- 六 履行期限が到来しているにもかかわらず、契約に基づく債務の完全な履行をせず、又は消費者からの履行の催促に対して適切な対応をしないこと。
- 七 前各号に掲げるもののほか、債務の履行に際し消費者又はその関係人を欺き、威迫し、困惑させる等の不当な手段を用いること。
- 四 次に掲げる契約の成立若しくは存続を不当に強要し、又は債務の履行を不当に拒否し、若しくは遅延させる行為
 - 一 消費者が割賦販売法（昭和三十六年法律第五十九号）、特定商品取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）その他の法令の規定又は契約により、契約の申込みの撤回又は契約の解除を行う権利（以下「クーリング・オフの権利」という。）を行使したにもかかわらず、これを拒否し、若しくは黙殺し、又は消費者を欺き、若しくは威迫することにより、クーリング・オフの権利の行使に基づく契約の申込みの撤回又は契約の解除の主張を不当に妨げて、契約の成立又は存続を強要すること。
 - 二 継続的に商品又は役務を提供する契約を締結した場合において、消費者が正当な根拠に基づき解除の申出を行ったにもかかわらず、これを不当に拒否し、又は

解除に伴う不当な損害賠償金、違約金等を要求し、執ように説得し、若しくは威圧的な言動等を用いて、契約の存続を強要すること。

三 消費者がクーリング・オフの権利を行使したことにより法令の規定又は契約に基づき生じた代金の返還義務、原状回復義務等の履行を不当に拒否し、又は遅延させること。

四 前三号に掲げるもののほか、消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出若しくは契約の無効の主張を不当に妨げて、契約の成立若しくは存続を強要し、又は契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消し若しくは契約の無効の主張が有効に行われたにもかかわらず、これらによって生じた債務の履行を不当に拒否し、若しくは遅延させること。

秋田県告示第九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次の森林を保安林に指定する。

平成十六年三月五日

秋田県知事 寺田典城

郡市町村	大字	字	地番	全 面 積		保安林指定 見込面積 (ヘクタール)	指定の目的	指 定 施 業 要 件			
				台帳 (平方メートル)	見込み (ヘクタール)			伐採種別	標準伐期齢	間伐その他 の伐採に係 るもの	立木の伐採 の限度並び に植栽の方 法、期間及 び樹種
南秋田郡	五城目町	馬場目	恋地	三八の一	二三四	〇・〇三三四	土砂の流出 の防備	伐採種別	標準伐期齢	間伐その他 の伐採に係 るもの	立木の伐採 の限度並び に植栽の方 法、期間及 び樹種
南秋田郡	昭和町	豊川楸木	正戸尻	三八の二	一、四六六	〇・一四六六	土砂の崩壊 の防備	主伐として 伐採をする ことができる 立木は、 当該立木の 所在する市 町村に係る 市町村森林 整備計画で 定める標準 伐期齢以上 のものとする。	（附属明細 書のとおり）	（附属明細 書のとおり）	（附属明細 書のとおり）
南秋田郡	昭和町	豊川楸木	正戸尻	三八の三	一、〇九四	〇・一〇九四					
南秋田郡	昭和町	豊川楸木	正戸尻	三八の四	七六五	〇・〇七六五	土砂の崩壊 の防備	主伐として 伐採をする ことができる 立木は、 当該立木の 所在する市 町村に係る 市町村森林 整備計画で 定める標準 伐期齢以上 のものとする。	（附属明細 書のとおり）	（附属明細 書のとおり）	（附属明細 書のとおり）
南秋田郡	昭和町	豊川楸木	正戸尻	三八の五	一、三六三	〇・一三六三					
南秋田郡	昭和町	豊川楸木	正戸尻	六の六	六、〇八四	〇・六〇八四	土砂の崩壊 の防備	主伐として 伐採をする ことができる 立木は、 当該立木の 所在する市 町村に係る 市町村森林 整備計画で 定める標準 伐期齢以上 のものとする。	（附属明細 書のとおり）	（附属明細 書のとおり）	（附属明細 書のとおり）
南秋田郡	昭和町	豊川楸木	正戸尻	六の一	三、二一〇	〇・三二一〇					
南秋田郡	昭和町	豊川楸木	正戸尻	七	六二九	〇・〇六二九	土砂の崩壊 の防備	主伐として 伐採をする ことができる 立木は、 当該立木の 所在する市 町村に係る 市町村森林 整備計画で 定める標準 伐期齢以上 のものとする。	（附属明細 書のとおり）	（附属明細 書のとおり）	（附属明細 書のとおり）
南秋田郡	昭和町	豊川楸木	正戸尻	八	九一六	〇・〇九一六					
南秋田郡	昭和町	豊川楸木	正戸尻	九	二八七	〇・〇二八七	土砂の崩壊 の防備	主伐として 伐採をする ことができる 立木は、 当該立木の 所在する市 町村に係る 市町村森林 整備計画で 定める標準 伐期齢以上 のものとする。	（附属明細 書のとおり）	（附属明細 書のとおり）	（附属明細 書のとおり）
南秋田郡	昭和町	豊川楸木	正戸尻	一八	五四〇	〇・〇五四〇					

（「附属明細書」は、省略し、農林水産部森林整備課及び秋田地域振興局並びに関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第百九十五号

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第百二十六号)第十一条第一項の規定により、南外村寺沢入会林野整備組合の入会林野整備計画を認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十六年三月五日

秋田県知事 寺田典城

- 一 整備計画の名称 南外村寺沢入会林野整備計画
- 二 認可の年月日 平成十六年三月五日

秋田県告示第百九十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十六年三月五日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
株式会社マルシメ 代表取締役 遠藤和義
平鹿郡十文字町佐賀会字下沖田六番地一
- (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルシメ南の街ショッピングセンター
平鹿郡十文字町佐賀会字下沖田四十番地
- (三) 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者
代表者の氏名
株式会社マルシメ
ア 変更前 代表取締役 遠藤清一
イ 変更後 代表取締役 遠藤和義
- (四) 変更の年月日
平成十六年二月五日
- (五) 変更する理由
代表者の交代による

二 届出年月日

平成十六年二月二十四日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

十文字町役場 商工課

(二) 縦覧期間

平成十六年三月五日から同年七月五日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書を添付する書面に記載すべき事項

意見書を述べる者の氏名及び住所

意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(三)(二)(一) 意見を述べる理由

秋田県告示第百九十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十六年三月五日

秋田県知事 寺田典城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルダイおのぼ店

秋田市仁井田本町五丁目十一番一号

二 県の意見

意見なし

三 意見を述べた日

平成十六年二月二十六日

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

秋田市役所 商業観光課

(二) 縦覧期間

平成十六年三月五日から同年四月五日まで

秋田県告示第百九十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十六年三月五日

秋田県知事 寺田典城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

八橋ショッピングセンター

秋田市八橋大道東一番六号ほか

二 県の意見

意見なし

三 意見を述べた日

一 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別		路 線 名	区 間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	新	旧				
一般国道	新	旧	百五号	仙北郡中仙町長野字紫嶋六二番一地先から北長野字道上六番六まで	一六・四〇〇～二四・二〇〇	一・一四八
				仙北郡中仙町長野字紫嶋六二番一地先まで	一〇・八〇〇～一八・〇〇〇	一・一四八

二 供用開始の期日 平成十六年三月五日

三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課

(二) 期間 平成十六年三月五日から同月十八日まで

秋田県告示第百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十六年三月五日

秋田県知事 寺田典城

平成十六年二月二十六日

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

秋田市役所 商業観光課

(二) 縦覧期間

平成十六年三月五日から同年四月五日まで

秋田県告示第百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成十六年三月五日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別	路 線 名	区 間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	旧	田沢湖停車場線	仙北郡田沢湖町生保内字男坂一〇八番三から九七番一地先まで	一六・〇〇〇～二四・四〇〇	〇・〇四九

県 道	新	田沢湖停車場線	仙北郡田沢湖町生保内字男坂一〇八番三地先から九七番一地先まで	一六・〇〇〇一七・八〇	〇・〇四九
-----	---	---------	--------------------------------	-------------	-------

二 道路の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十六年三月五日から同月十八日まで
 (二) 秋田県告示第二百一十一号

秋田県告示第二百一十一号
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十六年一月三十日付け指令雄建 十一 三で許可した開発行為に関する工事が完了したので同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。
 平成十六年三月五日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 大曲市川目字町東三十三番地
 株式会社 タカヤナギ
 代表取締役 高 柳 恭 侑
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
 湯沢市字元清水百六十三番、百六十四番一、百六十四番二、百六十七番一、百六十七番二の内及び百六十九番一

秋田県告示第二百一十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

秋田県知事 寺 田 典 城

平成十六年三月五日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 施行者の名称 角館町
- 二 都市計画事業の種類及び名称
 角館都市計画下水道事業 角館町公共下水道
- 三 事業施行期間
 昭和六十二年十一月二十七日から平成二十二年三月三十一日まで
- 四 事業地
 (一) 収用の部分
 昭和三十二年秋田県告示第六百七十九号、平成六年秋田県告示第二百一十二号及び平成九年秋田県告示第四百九十一号の事業地に秋田県仙北郡角館町小勝田字下村、字滝ノ沢を加え、字間野、字石淵、字小倉前、字中川原、字下川原並びに、岩瀬字下夕野、字上野、字下管沢、字西野川原地内において事業地を変更する。
 (二) 使用の部分
 なし

秋田県告示第二百一十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定に基づき、公告する。
 平成十六年三月五日

申請者の住所及び氏名 北秋田郡鷹巣町栄字前綱百六番地七 有限会社 小坂工務店 代表取締役 小坂 忠 美	道路の位置の指定箇所 北秋田郡鷹巣町綴子字古関八十七番八・八十七番九・八十七番十・八十七番十一及び八十七番十二	道路の延長 二十九・九九メートル	道路の幅員 六メートル	指定年月日 平成十六年二月二十五日
--	--	---------------------	----------------	----------------------

公 告

平成十六年二月二十七日県営土地改良事業（松沢地区ほ場整備事業（担い手育成型））の換地処分をしたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九條の二第十項において準用する同法第五十四條第四項の規定に基づき、公告する。
 平成十六年三月五日

秋田県知事 寺 田 典 城

平成十六年二月二十六日県営土地改良事業（花園地区ほ場整備事業）の換地処分をしたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九條の二第十項において準用する同法第五十四條第四項の規定に基づき、公告する。
 平成十六年三月五日

秋田県知事 寺 田 典 城

貸金業の規則等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第二十四條の七第十項の規定により、次の団体に貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務を行わせることとしたので、公告する。
 平成十六年三月五日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	所 在 地	委 任 年 月 日
社団法人全国貸金業協会連合会	東京都港区三田三丁目七番十三号	平成十六年二月二十日

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条の規定に基づき、公示する。
 平成十六年三月五日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 落札に係る物品の名称及び数量
- （一） パーソナルコンピュータ 一式

- （二） 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
落札者を決定した日
平成十六年一月二十三日
落札者の名称及び住所
株式会社アイネックス 秋田市広面字鍋沼三十七
落札金額
四千二百万円
- （三） 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
平成十五年十二月二十六日
- （四） 落札に係る物品の名称及び数量
電子計算組織 一式
- （五） 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
落札者を決定した日
平成十六年二月九日
- （六） 落札者の名称及び住所
秋田ゼロックス株式会社 秋田市川尻町字大川反百七十二
落札金額
二千二百八十九万円
- （七） 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
平成十六年一月九日
- （八） 一般競争入札の公告を行った日
平成十六年一月九日
- （九） 落札に係る物品の名称及び数量
電子計算組織 一式
- （十） 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
落札者を決定した日
平成十六年二月九日
- （十一） 落札者の名称及び住所

- (五) 秋田ゼロックス株式会社 秋田市川尻町字大川反百七十 九十二
落札金額
一千二百八十九万四千円
- (六) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- (七) 一般競争入札の公告を行った日
平成十六年一月九日
- (四一) 落札に係る物品の名称及び数量
パソコン端末等 一式
- (二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
落札者を決定した日
平成十六年二月十六日
- (三) 落札者の名称及び住所
扶桑電通株式会社秋田営業所 秋田市山王三丁目一 十二
落札金額
二千九百九十三万四千五百円
- (五) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- (六) 一般競争入札の公告を行った日
平成十六年一月十六日
- (七) 落札に係る物品の名称及び数量
パソコン端末等 一式
- (一) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
落札者を決定した日
平成十六年二月十六日
- (四) 落札者の名称及び住所
東光コンピュータサービス株式会社 大館市御成町四丁目八 七十四
落札金額
二千五百五十九万八千五百円
- (五) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- (六) 一般競争入札

(七) 一般競争入札の公告を行った日
平成十六年一月十六日

選挙管理委員会告示

秋選管告示第二十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八十条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数(は、次のとおりである。

平成十六年三月五日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

五十分の一の数 一九、三三六
三分の一の数(選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合)は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 二二七、七二四

秋選管告示第二十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数(は、次のとおりである。

平成十六年三月五日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

選挙区別

秋田市	八四、四九六
能代市	一四、七六一
横手市	一〇、九二九
大館市	一八、一七六
本荘市	一二、一五〇
男鹿市	八、四一八

- 湯沢市 九、三九一
- 大曲市 一〇、六八三
- 鹿角市鹿角郡 一二、六六九
- 北秋田郡 一八、〇七五
- 山本郡 一三、三八五
- 南秋田郡 一九、八八一
- 河辺郡 五、二一八
- 由利郡 二〇、九一一
- 仙北郡 三一、八二二
- 平鹿郡 一八、五五六
- 雄勝郡 一二、五七九

秋選管告示第二十七号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十六年三月五日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

公職選挙執行規程の一部を改正する規程

公職選挙執行規程(昭和三十四年秋選管告示第二号)の一部、次のように改正する。

一 政党

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	政党の名称	設立の区域	届出年月日
自由民主党秋田県歯科技工士支部	平塚 聰	佐藤 仁	仙北郡協和町境字境二十六番地	自由民主党		平成十六年二月十三日

二 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
石垣孝一後援会	柴田 克美	照井 久男	雄勝郡羽後町林崎字林崎五十四番地	平成十六年二月二日
高橋和子後援会	佐藤 忠円	藤原 和男	由利郡鳥海町伏見字上原百六十七番地五	"
花田隆一後援会	中嶋 光雄	中嶋 信一	北秋田郡鷹巣町脇神字脇神圃ノ内五十五番地	"

別表第一中

大森町老人保健施設
老健おおもり
平鹿郡大森町字菅生田二百四十五番地
二百七

大森町介護老人保健
施設老健おおもり
平鹿郡大森町字菅生田二百四十五番地
二百七

に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

秋選管告示第二十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により、平成十六年二月一日から同月二十九日までの間に次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成十六年三月五日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

二 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項		内 容		届出年月日
鈴木清司後援会	代 表 者	鈴木 均	鈴 木 庄 一	新	平成十六年二月三日
備前雄一後援会	所 主たる事務所の所在地	平鹿郡大森町字大森四十六番地	平鹿郡大森町字大森百六十九番地	旧	〃
大橋ひで後援会	所 主たる事務所の所在地	仙北郡西仙北町刈和野字清光院後四十二番地五	仙北郡西仙北町刈和野字上ノ台荒屋敷百三十四番地十二		平成十六年二月九日
ささき十三夫後援会	代 表 者	辻 小二郎	横 澤 典 生		〃
佐藤一誠後援会	会 計 責 任 者	進 藤 精 悦	櫛 田 剛 文		平成十六年二月十二日
千種清一後援会	代 表 者	石 沢 金 豊	門 間 勉		〃
秋田市川尻大川反政睦会	代 表 者	武 田 邦 夫	石 沢 金 豊		平成十六年二月十六日
佐々木武富後援会	会 計 責 任 者	佐 藤 正 志	小 田 島 一 喜		〃
中泉松之助後援会	所 主たる事務所の所在地	秋田市土崎港北七丁目一番二十二号	秋田市土崎港相染町大谷地三十六番百十八号		〃
横手政治研究会	会 計 責 任 者	佐 藤 正 志	小 田 島 一 喜		〃
秋田県商店街政治連盟	代 表 者	長 雄 潤 二	石 木 田 裕 一 郎		平成十六年二月十七日
小田切康人後援会	代 表 者	金 澤 勝 弘	小 野 寺 義 一		〃
	会 計 責 任 者	小 田 切 裕 子	関 勝 美		〃
佐々木与一後援会	代 表 者	藤 原 廣 治	佐 々 木 剛		〃
八木橋雅孝後援会「政風会」	所 主たる事務所の所在地	大館市字長倉九十二番地	大館市東台六丁目七番百一号		〃

野呂田芳成若美町後援会	政治団体の名称	野呂田芳成若美町後援会
	会計責任者	武石 隆憲
野呂田芳成八郎瀧町後援会	政治団体の名称	野呂田芳成八郎瀧町後援会
	代表者	土橋 多喜夫
野呂田芳成天王町後援会	政治団体の名称	野呂田芳成天王町後援会
	代表者	石川 光男
野呂田芳成五城目町後援会	政治団体の名称	野呂田芳成五城目町後援会
	代表者	佐藤 邦夫
野呂田芳成男鹿市連合後援会	政治団体の名称	野呂田芳成男鹿市連合後援会
	代表者	佐藤 一誠
のろた芳成若美町後援会	政治団体の名称	野呂田芳成若美町後援会
	代表者	堀井 克見
野呂田芳成八郎瀧町後援会	政治団体の名称	野呂田芳成八郎瀧町後援会
	代表者	渡部 新一
野呂田芳成天王町後援会	政治団体の名称	野呂田芳成天王町後援会
	代表者	川尻 祐一
野呂田芳成五城目町連合後援会	政治団体の名称	野呂田芳成五城目町連合後援会
	代表者	伊藤 恭悦
野呂田芳成後援会男鹿市連合会	政治団体の名称	野呂田芳成後援会男鹿市連合会
	代表者	三浦 悦朗
		平成十六年二月二十五日
		〃
		〃
		〃
		〃

野呂田芳成若美町後援会	主たる事務所の所在地	南秋田郡若美町払戸字小深見九十三番地
	代表者	加藤 保廣
ばっけの会	会計責任者	大 淵 弘
	代表者	伊 藤 久 一
大橋ひで後援会	主たる事務所の所在地	仙北郡西仙北町刈和野字上ノ台荒屋敷百三十四番地十二
	代表者	小 南 昭 二 郎
さくらば成久後援会	主たる事務所の所在地	大館市字鉄砲場二十六番地一
	代表者	竹 村 健 一
渡辺正宏後援会	主たる事務所の所在地	秋田市川尻御休町四番二十三号
	代表者	小 南 昭 二 郎
渡辺正宏後援会	主たる事務所の所在地	秋田市山王中園町十一番七号八幡第一ビル一階
	代表者	〃
渡辺正宏後援会	主たる事務所の所在地	〃
	代表者	〃
渡辺正宏後援会	主たる事務所の所在地	〃
	代表者	〃

秋選管告示第三十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、平成十六年二月一日から同月二十九日までの間に次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、告示する。
平成十六年三月五日

その他の政治団体

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
石垣孝一後援会	平成十六年二月二日	平成十六年二月二日
のはら多津美後援会	平成十五年十二月三十一日	〃
花田隆一後援会	平成十六年二月二日	平成十六年二月二日
太田歳雄後援会	平成十五年十二月三十日	平成十六年二月四日
正木佐知雄後援会	平成十五年十二月三十一日	平成十六年二月五日

キッチンネットワークあきた	平成十六年二月十三日	平成十六年二月十三日
皆川信也後援会	平成十六年二月十日	平成十六年二月十九日

秋選管告示第三十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、次のとおりその要旨を公表する。
平成十六年三月五日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書
報告書の要旨
1 収入及び支出のある団体
その他の政治団体
政治団体の名称 花田隆一後援会
報告年月日 平成16年2月2日
ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額	6,001円
前年繰越額	6,001円
本年の収入額	0円
(イ) 支出総額	0円
政治団体の名称 太田歳雄後援会	
報告年月日 平成16年2月4日	
ア 収入・支出の総額	
(ア) 収入総額	25,100円
前年繰越額	5,100円
本年の収入額	20,000円
(イ) 支出総額	25,100円
収入・支出の総額	
イ 収入の内訳	
寄附	20,000円
個人からの寄付	20,000円
合 計	20,000円
〔寄附の内訳〕	
個人からの寄付	
その他	20,000円
(イ) 支出の内訳	
経常経費	5,100円
光熱水費	1,500円
備品・消耗品	3,600円
政治活動費	20,000円
組織活動費	20,000円

合 計 25,100円
 2 収入及び支出のない団体
 その他の政治団体

政治団体の名称	報告年月日
政治団体の名称	報告年月日
石垣孝一後援会	平成16年2月2日
のはら多津美後援会	平成16年2月2日
正木佐知雄後援会	平成16年2月5日
キッチンネットワークあきた	平成16年2月13日
皆川信也後援会	平成16年2月19日

秋選管告示第三十二号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、
 次の公職の候補者から資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の
 規定に基づき、告示する。
 平成十六年三月五日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

資金管理団体の 届出した者の氏名	公職の種類	資 金 管 理 団 体		届出年月日
		名 称	主たる事務所の所在地	
横井茂	大雄村議会議員 （候補者となる うとする者）	横井茂後援会	平鹿郡大雄村田根森字根田谷地東十番地十	平成十六年二月十二日
山脇精悦	比内町議会議員 （候補者となる うとする者）	山脇精悦後援会	北秋田郡比内町扇田字南扇田百二十八番地一	平成十六年二月十八日
		代表者氏名		
		横井茂		
		山脇精悦		

秋選管告示第三十三号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、
 次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第十

九条の二第一項の規定に基づき、告示する。
 平成十六年三月五日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

渡辺正宏	資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内 容	届出年月日
秋田市議会議員（現職）			渡辺正宏後援会	主たる事務所の所在地	新	平成十六年二月二十七日
				秋田市川尻御休町四番二十三号	旧	
				秋田市山王中園町十一番七号八幡第一ビル一階		

発行者 秋田県
 秋田市山王四丁目一番一号
 印刷所 秋田県印刷所
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五
 E-mail:matsubaras@matubaransatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号 松原繁雄

